

二酸化炭素の貯留事業に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案の制定に係る閣議請議について

令和 8 年 4 月 24 日

第 213 回国会で成立した「二酸化炭素の貯留事業に関する法律」（以下「CCS 事業法」という。）が令和 8 年 5 月 22 日に施行されることに伴い、関係政令の整備及び経過措置の規定を行う政令案を閣議請議するもの。

1. 政令案の内容について

CCS 事業法は多段階の施行を行っているところ、今般の施行に伴って貯留事業と導管輸送事業に係る規定が施行されることから、関係する規定の整備を行う。

(1) 二酸化炭素の貯留事業に関する法律施行令の一部改正

① 海域の貯留層に貯蔵する二酸化炭素の基準に係る規定

海域の貯留層に貯蔵する二酸化炭素の基準について、二酸化炭素の濃度が体積百分率 99 パーセント以上（主務省令で定める一定の基準に適合する場合にあっては、主務省令で定める体積百分率以上）であり、かつ二酸化炭素以外の油等が加えられていないこととする。

② 拠出金の延納その他拠出金の納付に関して必要な事項

独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、期限を定めて、JOGMEC が行う通知貯留区域管理業務に必要な費用に充てるための拠出金を延納させることができることとする。

③ 登録導管輸送工作物検査機関の登録更新期間に係る規定の整備

登録導管輸送工作物検査機関の登録更新期間について、3 年と定める。

④ 国に納付する手数料の額の規定

(2) 二酸化炭素の貯留事業に関する法律第二条第八項に規定する試掘権の登録に関する政令の一部改正

① 題名の改正

題名を「貯留権等の登録に関する政令」に改正する。

② 貯留権の登録に関する事項の整備

表題部の登録事項の一部を、許可貯留区域等、貯留事業又は試掘の概要等に改め、権利部の登録事項に共有分割禁止の定めを追加する。

貯留権の分割又は併合の登録は、貯留権の登録名義人以外の者は申請することができないことを定める。等

③ 抵当権の登録に関する事項の整備

抵当権の登録の登録事項として、債権額、債務者の氏名又は名称及び住所等を追加する。等

(3) 登録免許税法施行令の一部改正

登録免許税法別表第1に第108号の2が追加されることに伴う登録免許税法施行令第30条で定める免許等の範囲の変更について、CCS事業法の施行に伴う登録免許税法改正前の範囲と同様となるように規定する。

(4) 自然環境保全法施行令の一部改正

沖合海底自然環境保全地域内において、許可又は届出が必要な特定行為として CCS 事業法の貯留事業のための海底の掘削を規定する。

(5) 経済産業省組織令の一部改正

貯留事業場等における保安の確保及び導管輸送工作物に係る保安の確保に関する事務をつかさどる部署を規定する。

その他、必要な規定の整備を行う。

2. スケジュール (予定)

令和8年4月24日 閣議決定

(主請議：経済産業省、共同請議：環境省・財務省)

令和8年4月30日 公布

令和8年5月22日 施行